

宮城県登米総合産業高等学校 介護福祉士養成課程に関する規程

（目的）

第1条 宮城県登米総合産業高等学校の福祉科を介護福祉士養成課程とし、教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び福祉に関する専門教育を施し、地域社会に貢献し、地域社会を担う人材としての資質を養うことを目的とする。

2 介護福祉士養成課程は、学則に定める他、本規程の定めるところによる。

（生徒定員）

第2条 介護福祉士養成課程の定員は1学年40人とする。

（養成課程及び履修方法）

第3条 介護福祉士国家試験受験資格取得のため、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則第8条第1号（別表第5）」に定める養成課程を置くこととする。

2 生徒は、本条第1項及び教務規程の定めるところにより、規定された科目を全て履修し、修得しなければならない。

（成績評価、定期考査等）

第4条 成績評価、定期考査等については、別に定めるところによる。

（介護福祉士養成課程における科目、介護実習等）

第5条 介護実習養成課程における科目については、学則に定める他に次に定めるところによる。

(1) 1日の介護実習の実習時間は、午前8時30分から午後5時30分（昼休み1時間を含む）とする。

ただし、1日8時間及び3年間で養成課程の規定の実習時間が確保できれば、実習施設の就業時間や実情に合わせて変更することができる。

(2) 「介護実習」で授業時間（1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位とする）の5分の4以上を出席し、評定が「2」以上、かつ、第3条で定めた他の科目が授業時間（1単位時間を50分とし、31.5回分の授業を1単位とする）の3分の2以上を出席し修得した場合、並びに卒業を認定した生徒に介護福祉士国家試験受験資格を認定する。介護福祉士養成課程修得者においては、介護福祉士国家試験受験資格を認定した事実を学籍簿に記載する。

(3) 本規程に係る介護実習費は、各年度に各実習施設と見積り合わせの上決定し、県の委託業務で支出する。

（備考）

「福祉系高等学校等の設置及び運営に関する指針 7 教育に関する事項（6）」

福祉系高等学校等における各科目の単位数は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。よって、例えば1単位時間を45分として運用することも可能であること。なお、学校の管理運営上、1単位時間を50分として運用する福祉系高等学校等については、指定上は31.5回分の授業の履修をもって1単位として認めること。ただし、介護実習については、1単位時間を50分以上として運用すること。